皆さんおはようございます。ご紹介いただきました公明党の赤松正雄でございます。私がこのヘリテージ財団にお招きをいただき、来させていただいたのは、11回にわたるこの交流の中での8回目、2002年のときから2回目でございます。今まで公明党は私が参加した年から毎年一人ずつ参加させていただきました。この8回目というのが、私の記憶では、それまでの自由民主党の皆さんだけではなくて、当時の野党も含めての初めて参加、複数の政党の参加だったと記憶しております。今回は私の仲間の佐藤茂樹衆議院議員、若くて優秀な公明党のエアボーンレーザーではないかと、こういうふうに私が勝手に思っております佐藤議員と一緒にやってまいりました。

ご承知のように公明党は現在与党でございます。与党内野党、与党内野党内私は野党かなと、与党の中の野党、野党の中のさらに野党、まあこのような位置づけをいたしております。今、額賀先生が日本の安全保障にまつわる包括的なお話をきちっと約20分にわたってなさいました。久間先生が約13分間にわたってユニークな独自の提案をなさいました。前原誠司-明日の内閣の防衛庁長官-が極めて、何といいましょうか、きちっとした、私は聞いていて自分のほうが野党かなと思うような、本当に健全な政権準備党としての安全保障政策を見事にまとめてお話をされました。約20分です。33分-20分、そうすると私の政党の数からいけば身の丈5分ぐらいかな、という感じがしますが、もう少し長くなるかもしれませんので、お休み中の方は引き続きで結構でございます。お聞きいただきたいと思います。

さて、今日のテーマ、いただいたテーマは日米安保新体制と日本の役割、先ほど前原さんもそのように言われました。私の場合このタイトルを聞いた瞬間に、現在の日米安保体制における日本が果たしている役割に対して、日米双方にいささかの不満というものが、そういったことが背景にあるのではないかと、瞬時私には読み取れました。先ほど前原さんのほうからもありましたように、従来アメリカは矛というか槍というか、そういうふうな役割分担であったと、手っ取り早く言えば日本は防衛において専守防衛の名の下に、言ってみればアメリカまかせ、ただ乗りとまでは言わないまでも、もう少し汗をかいたらどうだ、かくべきではないか、日米共同で対処できることがもっとあるのではないかという米側の要求があり、そして日本の国内にもそういった要求に答えるべきではないのかというような、そういう思いが、言ってみればこのタイトルの背景にあるのではないか、そのように私には思われます。

これに対しまして、日本は基地の提供という大きな代償を払ってきているではないか、という思いが長く日本人の中には存在しました。そして今も存在していると思います。そのような中で、この約5年半、6年近く公明党は政権与党に参画をして、今まで長い間野党の立場にあったわけですけれども、この近過去、今から過去に遡る5年猶予の流れの中で、先ほど額賀先生からありました様々な法律、安全保障に関する法律の決定・成立に公

明党は積極的な役割を果たしてまいりました。敢えてどういう役割かというこちらの認識を知っていただくためにそれぞれについて申しあげますと、対米便宜供与の拡大、便宜供与の拡大としての周辺事態安全確保法、そしてアメリカの同盟国としての日本の今の憲法の下での精一杯の努力としてのアフガン特措法、そしてイラク特措法。さらに日本の防衛についての自助努力としての有事法制。こういうかつてならなかなかそう簡単には成立しえなかったとみられる各種法律の成立に公明党が積極的な役割を果たしてきたというのは、もう40年も前から公明党に携わっている私としては非常に感慨深いものがあるわけでございます。そういう状況を踏まえて、つまり両者には日米両国においては今の自画像、自分というものを描く自画像をめぐって双方の認識ギャップがあると私には思われます。

先ほど来、公明党が与党に入って5年半、そのような言い方をしました。これはあたか も日本における憲法論議の5年間、衆参両院に憲法調査会が置かれての、憲法論議の5年 間と文字通り重なり合います。この憲法調査会の議論の集約的な、憲法の九条に関する議 論をまとめて言えば、何らかの措置を加えるということがあっていいのだろうね、という ようなところで、何となくの合意といいますか、まあ出来たということもあってそれ以上 でも以下でもない。このような状況であります。さらに公明党にとりましては、憲法九条 は変え難いもの、変えてはならないものとして今なお認識をしているというのが大勢であ ります。言葉をかえれば不戦の誓いという意味合いは圧倒的に強いというのが公明党を支 持する多くの人たちの認識であります。その上で、自衛権をめぐる問題にのみついて申し 上げますと、自らが自らを守るということは自明の理だろうという考えは定着をしてきた のではないか、一方、自ら、つまり日本を守ってくれる同盟国としてのアメリカも、例え ばアメリカの青年の命を守らない、見捨てるということは許されがたいという考え方も次 第に芽生えてきているということが言えるのではないかと思います。つまり、極東アジア の安定についてはアメリカまかせではなくて、日本も応分の負担をする、基地の貸与のみ ではなく更なる同盟者としての共同対処といった部分で日本は応分の負担をする、こうい った合意というものは私の心証の中にも出来つつある、そんな風に思います。

例えばその実例として先ほど久間先生からのお話にもありましたミサイル防衛、ミサイル防衛に限定して日米間の武器技術のこの問題は輸出を禁止するということの例外にするということに公明党は賛成をいたしました。これはもう大変な決断でありました。このように思います。このことが先ほど申し上げました日本の応分の負担ということの一端の例証ではないかと思います。

次に、イラク戦争をめぐりましてはアメリカの介入を、戦争開始というものをいち早く 支持した小泉首相の判断をやむを得ないものとして公明党は容認いたしました。国益重視 の観点からの苦渋の決断であったと思います。水、医療、教育施設、そういったものの復 旧という人道復興支援に限定しての自衛隊派遣に賛成をした公明党の選択は、歴史的な勇 気ある選択であったと自負しております。これからも軍事的分野ではない非軍事的分野に 限定して、すなわち自衛隊の平和的な活用、自衛隊の平和的な活用だけではなくて、NG Oといった民間のパワーやODAとの組み合わせによる非軍事、経済、文化といった複合的な日本独自の貢献をしていくべきだと考えております。つまり、行動する平和主義、行動する平和主義といった考え方に基づいた行動が日本の進むべき道であり、果たすべき役割である、こんなふうに考える次第でございます。

際立ってあまりまとまらない、また抽象的なお話になりましたけれども、公明党のもの の考え方の一端を申し上げさせていただきました。ありがとうございます。